

(公印省略)
地企第30259-134号
令和5年3月2日

群馬県飲食業生活衛生同業組合 理事長 様

群馬県産業経済部長 大久保 聡
(地域企業支援課)

ストップコロナ！対策認定制度実施要領の改正について（通知）

平素より、本県の産業振興に係る施策の実施につきまして、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記実施要領を別添のとおり令和5年3月2日付けで改正し、令和5年3月13日付けで施行しますので通知します。

令和5年2月10日付け国事務連絡「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更等について」（マスク着用の考え方の見直し等について）及び令和5年2月10日付け国事務連絡「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その8）」により、令和5年3月13日からマスク着用の考え方の見直しが適用されます。

[改正内容]

業界団体等が作成したガイドラインに基づく感染症対策について、ガイドラインの種類や内容に関わらず、マスク着用に関する項目は実施を要しない

担 当	流通・サービス業係
電 話	027-226-3342
F A X	027-223-7875
E-mail	kigyoka@pref.gunma.lg.jp